

【イギリス】検死官及び司法法案

海外立法情報課・岡久 慶

* 2009年1月14日下院に提出された検死官及び司法法案は、いわゆるクリスマスツリー法案と呼ばれる雑多な規定を含んだ法案である。法案には、国家安全保障に関する死因審問の非公開化、写真及び疑似写真以外の児童ポルノの禁止、公共民間機関間における個人情報共有の促進等の規定が含まれ、論争を引き起こしている。

検死官及び司法法案（Coroners and Justice Bill）は、「28の分野を扱い、56の既存の法律を改正する」（デヴィッド・ホワース自由民主党司法代弁者）9部162条附則8から構成される大法案である。含まれる規定は雑多であるが、特に各種機関間における個人情報共有を促進する権限が近年指摘される「イギリスの監視社会への移行（注1）」論を刺激した。この結果、各種人権団体等による反対運動が展開され、政府も同規定を外す意向を示している。法案は3月10日、下院の委員会審議を終えた。以下に、法案の主要規定の概要を説明する。

検死官制度（第1-38条）

従来の制度を定める1988年検死官法（Coroners Act 1988 (c. 13)）は、検死官の業務は①暴力的又は不自然な死、②原因不明な死、③監獄における死を調査し、必要であれば死因審問（inquest）を行うことと定義していた。しかし、医療の現場において実際の死を扱う開業医が、検死官に死亡を報告し調査を委ねるか、自分で死亡原因証明書を作成するかの判断基準については規定がなく、基準も地域毎にバラバラだった。これがハロルド・シップマン医師の連続患者殺人（一説では犠牲者は250人超）を可能としたことが反省点となり、今回の法改正が提案された。改正により、主務大臣は、開業医の検死官に対する死亡報告義務及び義務が生じる状況を定める規則を定めることが可能となり、また遺族等の死亡者関係者は、検死の実行又は不実行等に対する不服申立てが可能となった。また法案には、主務大臣が、国家安全保障、外交関係、犯罪防止・捜査の目的のために、死因審問を非公開とする規定が含まれている。これは、2008年対テロリズム法案で提案され、議会内外の猛反対で破棄された規定と同じもので、法案の自由を侵害する性格を象徴するものとして批判されている。この背景には、警察、軍隊の不祥事による死を隠蔽する意図、又はイラク戦争における誤射誤爆の死因審問で情報開示を迫られることを嫌ったアメリカの圧力等が指摘されている。

非写真画像の児童ポルノの所有禁止（第49-55条）

現在、1978年児童保護法（Protection of Children Act 1978 (c.37)）及び1988年刑事司法法（Criminal Justice Act 1988 (c.33)）に基き、児童の猥褻な写真及び疑似写

真（写真のように見える画像）の所有が禁止されている（最高で5年の拘禁刑と罰金を併科）。検死官及び司法法案は、さらに進んで写真及び疑似写真以外の画像（絵画、漫画、CG等が想定される）の所有を禁止し、違反に対して最高で3年の拘禁刑と罰金を併科する。法案規定の基となった2007年4月の公開協議書において、政府は、これらの画像と児童に対する性犯罪の間における因果関係を証明する研究は存在しないことを認めており、警察及び児童保護関係者が当該画像が潜在的犯罪者の不適切な感情を煽ることを「懸念」し、該当するウェブサイト（特にアメリカ、日本、韓国）が増加しているという「現状」を指摘するに留まっている。こういった提案状況や、禁止される画像の定義として加えられた「甚だしく不快である、気分を悪くさせる、又は猥褻であること」という一文から、同規定は2008年刑事司法及び移民法における過激なポルノの所有禁止規定（注2）のパターンをそのまま辿っているといえる。さらに本規定においては、過激なポルノ禁止において含まれていた「露骨かつリアル・・・通常人が見て人又は動物が本物であると考えうるとき」という規定がなく、直接的被害者不在の十把一絡げの取締りが可能となっている。

データ共有命令（第152条）

1998年データ保護法（Data Protection Act 1998 (c. 29)）は、収集した個人情報データを、収集目的以外に転用することを禁じ、第三者への開示に当たっては、本人の同意、重要な理由（国家安全保障、犯罪の防止等）又は一次立法の制定を必要としている。検死官及び司法法案はこれを改正し、「適切な政策目的を達成するために」二次立法である命令に基く開示を可能とする。この規定は、本法案において最も論議を呼ぶものであり、プライバシーの侵害を恐れる各種人権団体、カルテ守秘に対する患者の信頼が損なわれることを危惧する医師会等、各方面からの激しい抗議が殺到した。激しい抵抗を受け、ジャック・ストロー大法官は、3月7日に本規定を撤廃する意向を表明した。

その他の規定

2008年刑事司法及び移民法によって改正された、1986年公共秩序法（Public Order Act 1986 (c. 64)）は、人種、宗教と並んで性的嗜好（主に同性愛）に基く憎悪の扇動を禁止している。同条項には、当該性的嗜好の論議及び批判自体は憎悪の扇動と見なさない旨の除外規定が設けられていたが、これを廃止する。ただし、宗教に対しては除外規定が存置されることを疑問視する向きもある。また、犯罪者がその犯罪の手記を發表することで得た利益を最高全額まで、裁判所による不当利益回収命令（exploitation proceeds order）によって回収することを可能とする。

注（インターネット情報はすべて2009年3月19日現在である。）

- (1) 「【イギリス】イギリスは監視社会か—上院憲法委員会の警告」『外国の立法』239-1, 2009.4.
- (2) 「【イギリス】英国における過激なポルノの禁止」『外国の立法』238, 2008.12, pp.3-20.